

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律関係三段表

法律	政令	省令
<p>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (平成元年六月二十八日法律第五十八号) 最終改正…平成二十一年六月二十四日法律第五十七号</p> <p>(趣旨) 第一条 この法律は、特定農地貸付けに關し、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)等の特例を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第二条 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。</p> <p>2 この法律において「特定農地貸付け」とは、農地について、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下「農地の貸付け」という。)で、次に掲げる要件に該当するものをいう。</p> <p>一 政令で定める面積未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。</p> <p>二 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。</p> <p>三 政令で定める期間を超えない農地の貸付けであること。</p> <p>四 農業協同組合が行う農地の貸付けにあつては、組合員が所有する農地に係るものであること。</p> <p>五 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農地の貸付けにあつては、次のいずれかに該当する農地に係るものであること。</p> <p>イ その者が所有する農地(その者が当該農地に係る次条第三項の承認を取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る農地の貸付けの実施に当たつて合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定(以下「貸付協定」という。)を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結しているものに限る。)</p> <p>ロ その者が地方公共団体、農地保有合理化法人、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)</p> <p>ハ 又は農地利用集積円滑化団體(同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団體)同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。)</p> <p>ニ 以下「対象農地貸付け」という。を貸付する農地(その者が貸付協定を当該農地の所在地を</p>	<p>特定農地貸付けに關する農地法等の特例に関する法律 施行令 (平成元年九月八日政令第二百五十八号) 最終改正…平成二十一年二月一日政令第二八五号</p> <p>(特定農地貸付けに係る貸付けの面積) 第一条 特定農地貸付けに關する農地法等の特例に關する法律(以下「法」という。)第二条第二項第一号の政令で定める面積は、十アールとする。</p> <p>(特定農地貸付けに係る貸付けの期間) 第二条 法第二条第二項第三号の政令で定める期間は、五年とする。</p>	<p>特定農地貸付けに關する農地法等の特例に関する法律 施行規則 (平成元年九月八日農林水産省令第三十六号) 最終改正…平成一七年八月一五日農林水産省令第九一号</p> <p>(貸付協定の内容) 第一条 特定農地貸付けに關する農地法等の特例に關する法律(以下「法」という。)第二条第二項第五号イの農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 定農地貸付けの用に供される農地以外の者が行う特定農地貸付けの利用に關する調整その他地域の農業と三 特定農地貸付けの実施との調整の方法</p> <p>ニ 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市町村に對して行う貸付協定の実施の状況に對する報告</p> <p>四 貸付協定に違反した場合の措置</p> <p>五 その他必要な事項</p>

管轄する市町村及び当該対象農地貸付けを行う地方公共団体、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体と締結しているものに限る。）

（特定農地貸付けの承認）
第三条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定）を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に提出して、第二項の規定による承認を求めることができる。

2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積
二 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法
三 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他条件
四 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法
五 その他農林水産省令で定める事項

3 農業委員会は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。
一 前項第一号に規定する農地の周辺の地域における農用地（耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。）の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。

二 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。
三 前項第三号から第五号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。
四 その他政令で定める基準に適合するものであること。

4 前三項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（特定農地貸付けの承認の基準）
第三条 法第三号第三項第四号の政令で定める基準は、同条第二項第一号に規定する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこととする。

（特定農地貸付けの変更等）
第四条 特定農地貸付けについて法第三条第三項の承認を受けた者は、当該承認に係る特定農地貸付けについて同条第二項各号に掲げる事項の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第三項において同じ。）の承認を受けなければならない。

（貸付規程に記載すべき事項）
第二条 法第三号第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三号第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する場合又は、その権利の種類
二 法第三号第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合又は、当該農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該農地について取得しようとする権利の種類

（特定農地貸付けの軽微な変更）
第三条 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第四号第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

一 法第三号第二項第一号に規定する農地の所在又は面積の変更に伴う変更
二 特定農地貸付け（地方公共団体の処分によるものを除く。以下同じ。）を受ける者の募集を公共団体及び公共的団体以外の者に委託することとする変更

（農地法の特例）

第四条 地方公共団体（都道府県を除く。）は、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項の承認を受け、前条第四項の承認に係る農地について特定農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。）並びに同項の承認に係る特定農地貸付けによつて当該承認に係る農地については、使用及び収益を目的とする権利が設定される場合には、農地法第三項の承認に係る規定は適用しない。

2 前条第三項の承認に係る規定は、適用しない。

3 特定承認農地について、同条の規定は、適用しない。

4 特定承認農地の利用関係の紛争については、農地法第二十五条から第二十九条までの規定は、適用しない。

（農業協同組合法の特例）

第五条 農業協同組合は、第三条第三項の承認を受けたときは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条の規定にかかわらず、組合員の所有に係る農地について特定農地貸付けを行うことができる。

（土地改良法の特例）

第六条 土地改良法の特例については、昭和三十二年法律第九十五号）第三項の承認を受けた者

なければならぬ。

2 前条第三項及び第七条の規定は、前項の変更の承認については準用する。

3 農業委員会は、法第三項第三項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程（第一項の規定による変更）に従つて特定農地貸付けを行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

（事務の区分）

第五条 前条の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

三 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの条件のうち当該特定農地貸付けによつて設定される権利の種類の変更

四 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するため、事務を公共団体及び公共的団体以外の者に委託することとする変更

(第二条第二項第五号口に該当する農地にあつては、当該農地について対象農地貸付けを行った地方公共団体又は農地保有合理化法人)を当該特定承認農地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

(特別区等の特例)

第七条 第三条第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。)にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に適用する。

(事務の区分)

第八条 第三条第一項及び第三項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一一年七月一六日法律第八七号)

抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(後略)

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

附則(平成一二年一二月六日法律第一四三号)

抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一七年六月一〇日法律第五二号)

抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 この政令は、法の施行の日(平成元年九月十一日)から施行する。

附則(平成一二年一二月二日政令第四一六号)

抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 この省令は、法の施行の日(平成元年九月十一日)から施行する。

附則(平成二年三月一五日農林水産省令第五号) この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成一七年八月一五日農林水産省令第九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

附 則（平成二十二年六月二十四日法律第五七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四十三条の規定 公布の日
二 「省略」
（政令への委任）
第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十二年二月一日政令第二八五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十二月十五日）から施行する。

（平成十七年九月一日）から施行する。